

# 所沢元気回復プロジェクト 所沢市販路拡充事業補助金

申請の手引き (令和2年9月17日更新)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者が、減少した売上げを回復するため、インターネットを通じた通信販売を開始又は拡充する場合に、その経費の一部を補助します。

## 《 概 要 》

補助対象者：令和2年8月1日以前より市内に主たる事務所又は事業所を有し、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した法人又は個人事業者

補助対象事業：インターネットを通じた通信販売を開始又は拡充する事業

補助率・上限額：補助対象経費の9/10（上限額：100,000円）  
令和2年4月1日以降に支出した経費を補助対象経費とします。

申請受付期間：令和2年8月3日（月）～令和3年1月29日（金）  
先着順。予算（500万円）が無くなり次第終了です。

申請方法：原則、郵送でご申請ください。

※申請書は、市HP（検索：販路拡充）からもダウンロードできます。

※必ず、申請の手引きをお読みいただいてからご申請ください。

※令和2年9月17日に更新しました。追加箇所は、赤字のとおりです。

お問合せ先・申請書の宛先

所沢市 産業経済部 商業観光課 庶務・商業グループ

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

電話：2998-9155 FAX：2998-9162

メール：a9155@city.tokorozawa.lg.jp



## 1. 補助金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した市内事業者が、減少した売上げを回復するために行う販路拡充の取り組みに対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助することで市内事業者の事業継続を支援します。

## 2. 補助対象者

補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者です。

- (1) 令和2年8月1日以前より、市内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人事業者であること。

※法人の場合は法人設立年月日が令和2年8月1日以前であること、個人事業者の場合は開業届や青色申告承認申請書の開業日が令和2年8月1日以前であることが必要です。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から12月までのいずれか1か月の売上げが前年同月の売上げと比べて減少していること。

※業歴が浅く前年同月の実績がない場合には、事業開始時に見込んでいた売上げ見込みと令和2年2月から12月までのいずれか1か月の売上げ実績とを比較してください。

- (3) 販路拡充事業の実施に必要な許可、認可、登録等を取得していること。

- (4) この補助金の交付を受けたことがないこと。

- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員に係る者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業、同条第11項の特定遊興飲食店営業又は同条第13項の接客業務受託営業を行う者でないこと。

- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。

## 3. 補助対象事業

補助対象事業は、次のいずれかに当てはまる取組みです。(1)～(3)を複数組み合わせることも可能です。

- (1) インターネットを利用して商品を販売するシステムを新たに導入する取組み  
例・・・①インターネットのショッピングサイトに商品を出品する。  
②自社HPにネットショッピングができる機能を設定する。

- ③ネットショッピング機能の付いた自社HPを立ち上げる。
- (2) インターネットを利用して商品を販売するシステムを追加導入して拡充する取組み  
例・・・①自社HPでネットショッピングができるようにしているが、さらに、大手インターネットのショッピングサイトに商品を出品する。  
②インターネットのショッピングサイトに商品を出品しているが、さらに別のショッピングサイトに商品を出品する。
- (3) インターネットを利用した通信販売の取組みを**宣伝広告等して強化する取組み**  
例・・・①インターネット広告を出す。  
②インターネットを通じた通信販売の取組みを記載したチラシを作成し、ポスティングする。

#### 【注意事項】

- ① 補助対象となるのは、インターネットを通じて商品（モノ）を販売する（している）ことが必要です。「サービス」を提供する取組みは補助対象外となりますのでご注意ください。
- (補助対象外の場合：例1)  
学習塾が、オンライン授業を実施することとし、受講申し込みや支払いをインターネットでできるようにした。
- (補助対象外の場合：例2)  
スポーツジムが、オンラインレッスンのサービスを実施することとし、レッスンチケットをインターネットで販売することとした。
- ② 「インターネットを利用して商品を販売するシステム」とは、決済機能が付いているシステムであることが必要です。決済機能がついていないサイトの立ち上げやリニューアル等は補助対象外となりますのでご注意ください。
- (補助対象外の場合：例1)  
サイト上では、商品の予約まではできるが、決済はできず、店舗での受け渡しの時に行く。
- (補助対象外の場合：例2)  
サイト上では、メールやメッセージ機能での商品の注文ができるが、決済はできない。

#### 4. 補助対象経費

補助対象経費は、販路拡充事業に要する経費で、次に掲げる全ての要件を満たす経費です。

- (1) 令和2年4月1日以後に支出した経費であること。  
※令和2年4月1日以前に契約締結・納品していても、支払日（領収年月日）が令和2年4月1日以後であれば、補助対象経費とします。
- (2) 経費は、広告宣伝費、印刷製本費、委託料、消耗品費、通信運搬費、備品購入費、工事請負費、登録・手数料その他市長が必要と認める経費であること。  
※商品の開発や買い付け・仕入れ、梱包発送等に関する費用は補助対象外です。

《主な経費》

科目	例
広告宣伝費	インターネット広告費用、販促用チラシのポスティング費用
印刷製本費	販促用チラシの印刷費
委託料	インターネットを通じた通信販売を始めるためのWEB制作委託費
消耗品費	販促用チラシの紙の購入費
通信運搬費	インターネット通信費
備品購入費	インターネットを通じた通信販売のためのPC、タブレット端末等の購入費
リース料	インターネットを通じた通信販売のためのPC、タブレット端末等のリース料
工事請負費	インターネットの利用環境を整備する工事費
登録・手数料	インターネットのショッピングサイトへの初期費用及び運用費

※備品購入費及びリース料により取得する備品は、インターネットを通じた通信販売のみに利用するものに限りません。

- (3) 市内の事務所又は事業所における経費であること。  
 ※補助金により取得・整備した備品やインターネットの利用環境等は、市内の事務所又は事業所に設置・整備することが必要です。
- (4) 消費税及び地方消費税の課税事業者である場合の補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とし、免税事業者又は簡易課税事業者である場合は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。
- (5) 国又は埼玉県から、同一の内容について補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から国又は埼玉県からの補助金等を差し引くこと。

例  
 販路拡充に係る経費が1,000,000円かかり、国の補助金(666,000円)を受けた場合  
 ⇒市の補助対象経費は、1,000,000円－666,000円＝334,000円となります。

- (6) 所沢市テイクアウト等事業転換補助金の交付を受けた場合は、補助対象経費からテイクアウト等事業に要する経費を差し引くこと。

例  
 通信販売とテイクアウトを始めたことをPRするため、販促用チラシを作成した。  
 販促用チラシの作成費用は、所沢市テイクアウト等事業転換補助金で補助対象経費とし、既に所沢市テイクアウト等事業転換補助金の交付を受けた場合  
 ⇒販促用チラシの作成費用は、販路拡充事業補助金の補助対象経費とすることが

できません。

## 5. 補助金の額

- ・補助対象経費の10分の9（1,000円未満の端数は切捨て）
- ・上限額100,000円

## 6. 交付申請

### (1) 申請受付期間

令和2年8月2日（月）～令和3年1月29日（金）

### (2) 申請方法

原則、郵送によりご申請ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、ご協力をお願いいたします。

（申請書類の宛先）

所沢市 産業経済部 商業観光課 行

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

### (3) 交付申請のタイミング

原則、販路拡充事業の事業着手（契約締結）前に申請してください。

※交付決定通知が到着してから事業を着手（契約締結）してください。

※令和2年4月1日から交付申請の日までに着手（契約締結）又は実施している場合は、事後申請を可能とします。

## 【交付申請のタイミングと補助対象経費の範囲の例】

### 補助対象経費に含めることができる場合

例1：令和2年3月に契約、4月に支払い、補助金の申請を9月10日にした場合

例2：令和2年5月に契約、8月に支払い、補助金の申請を9月10日にした場合

例3：令和2年9月1日に契約、補助金の申請を9月10日にし、交付決定日（9月25日）の  
前に支払った場合

例4：令和2年9月1日に契約、補助金の申請を9月10日にし、交付決定日（9月25日）  
以後に支払った場合

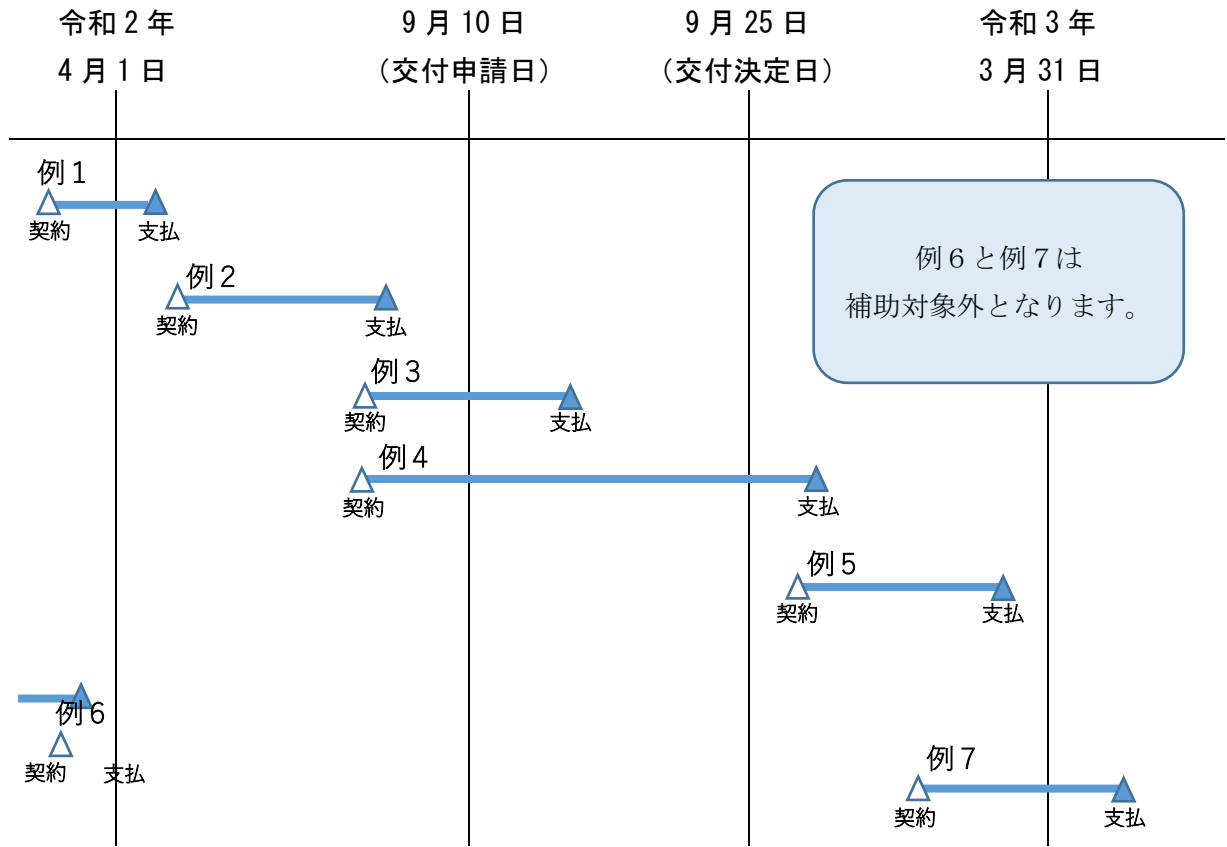
例5：補助金の申請を令和2年9月10日にし、交付決定日（9月25日）以後に契約し、  
契約金額を支払った場合

### 補助対象経費に含めることができない場合

例6：令和2年4月1日より前に契約から支払いまで完了している場合

例7：補助金の申請を令和2年9月10日にし、交付決定日（9月25日）以後に契約し、  
契約金額を令和3年4月以降に支払った場合

※令和3年4月以降に支払う経費は補助対象経費となりません。



(4) 交付申請時の提出書類

【法人の場合】

1	所沢市販路拡充事業補助金交付申請書（様式第1号）
2	事業計画書（書式1）
3	補助対象者であることを証明する書類 (1) 売上の減少を確認する書類の写し。 ① 令和2年2月から12月までのいずれかの1か月の売上が確認できる書類 （例：売上高試算表、売上台帳の写し） ② 前年同月の売上が確認できる書類 （例：法人税申告書別表1（1）及び法人事業概況説明書の写し） ※前年同月の実績がない場合は、事業開始時に作成した令和2年2月から12月までのいずれかの1か月の売上げ見込みが確認できる書類 （例：売上計画、収支予算書） (2) 法人設立年月日が令和2年8月1日以前であることを確認する書類の写し ※第1期決算未到来の法人のみ （例：法人登記事項証明書、法人設立届出書（税務署に提出する書類）、青色申告の承認申請書）
4	経費を確認する書類 すでに支払まで完了している経費 領収書の写し 通信販売システムの該当ページやWeb広告を出力したもの 宣伝広告用に作成したチラシ（宣伝広告でチラシを作成した場合） 設置後の写真（備品購入費・リース料の場合） 契約は締結しているが、支払いは完了していない経費 契約書、注文書等の写し ※内容と金額が確認できること 契約締結前の経費 見積書やカタログ等、内容と金額が確認できる書類の写し
5	振込先を確認する書類 （例：通帳（口座名義人カナの確認できる部分）又はキャッシュカードの写し）
6	交付請求書（様式第5号） ※事業を完了する前に、補助金の交付を希望する場合のみ提出してください。

※審査の過程で、上記の提出書類以外にも、書類の提出を求める可能性があります。

【個人事業者の場合】

1	所沢市販路拡充事業補助金交付申請書（様式第1号）
2	事業計画書（書式1）
3	補助対象者であることを証明する書類 (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有していることを確認する書類の写し （例：個人事業の開業・廃業等届出書、所得税の青色申告承認申請書、確定申告の 収支内訳書、青色申告決算書（事業所の所在地に記載があるもの）の写し） (2) 売上げの減少を確認する書類の写し ③ 令和2年2月から12月までのいずれかの1か月の売上げが確認できる書類 （例：売上高試算表、売上台帳の写し） ④ 前年同月の売上げが確認できる書類 （例：所得税青色申告決算書、当該月の売上台帳等の写し） ※前年同月の実績がない場合は、事業開始時に作成した令和2年2月から12月ま でのいずれかの1か月の売上げ見込みが確認できる書類 （例：売上計画、収支予算書） (3) 令和2年8月1日以前より事業を営んでいることを確認する書類の写し ※第1期決算未到来の場合のみ （例：個人事業の開業・廃業等届出書（税務署に提出した書類）、所得税の青色申告 承認申請書（税務署に提出した書類））
4	経費を確認する書類 すでに支払まで完了している経費 領収書の写し 通信販売システムの該当ページやWeb広告を出力したもの 宣伝広告用に作成したチラシ（宣伝広告でチラシを作成した場合） 設置後の写真（備品購入費・賃借料の場合） 契約は締結しているが、支払いは完了していない経費 契約書、注文書等の写し ※内容と金額が確認できること 契約締結前の経費 見積書やカタログ等、内容と金額が確認できる書類の写し
5	振込先を確認する書類 （例：通帳（口座名義人カナの確認できる部分）又はキャッシュカードの写し）
6	交付請求書（様式第5号）



※事業を完了する前に、補助金の交付を希望する場合のみ提出してください。

※審査の過程で、上記の提出書類以外にも、書類の提出を求める可能性があります。

## 7. 実績報告書

### (1) 実績報告時期

- ・事業完了後速やかに、提出してください。
- ・なお、遅くとも令和3年3月31日までに提出していただく必要があります。
- ・交付申請時に事業が完了している場合には、交付申請書類と同時に提出してください。

### (2) 提出方法

原則、郵送によりご申請ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、ご協力をお願いいたします。

(申請書類の宛先)

所沢市 産業経済部 商業観光課 行  
〒359-8501 所沢市並木1-1-1

### (3) 提出書類

【法人／個人事業者ともに共通です】

1	所沢市販路拡充事業補助金実績報告書（様式第3号）
2	事業実施報告書（書式2）
3	事業実施を証する書類
	領収書の写し
	通信販売システムの該当ページやWeb 広告を出力したもの
	宣伝広告用に作成したチラシ（宣伝広告でチラシを作成した場合）
	設置した事務所・事業所の外観と備品の写真（備品購入費・リース料の場合）
4	交付請求書（前金払いをしなかった事業者のみ）

※審査の過程で、上記の提出書類以外にも、書類の提出を求める可能性があります。

※支払いの確認ができない場合等の事業実施が確認できない場合には、交付決定の時点で補助対象経費とした経費であっても、実績報告時には補助対象経費として認められない場合があります。また、前金払いをした場合には、既に交付した補助金額の返還を求める場合があります。

## 8. その他注意事項

- ・市では、インターネットを通じた通信販売を行っている市内事業者が取り扱う商品を市内外の多くの方に周知するサイトを開設する等、プロモーションを行っています。当該サイトに、補助

金を交付した事業者の商品を掲載するために、取材させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

- ・補助金を交付した後に、販路拡充事業による売上や効果等について、アンケート調査等を行う場合がありますので、ご協力ください。
- ・補助事業関係書類は、事業終了後5年間保存してください。